

令和7年7月 静岡市健康福祉審議会 児童福祉専門分科会(書面開催)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可に係る意見聴取について

こども未来局 幼児教育・保育支援課

1 議題の趣旨

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の設置認可を行うため、児童福祉法の規定に基づき、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を伺うもの

2 事業種別

乳児等通園支援事業

3 事業概要(詳細は別紙のとおり)

(1) 事業目的と概要

保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育を利用できることを目的に、認可外保育施設を除く保育所等に通園していない0歳6か月～3歳未満の子が月10時間上限として、時間単位で保育施設を利用することができる事業

(2) 事業実施施設

私立こども園等※(事業を行うための認可が必要)、公立こども園等(認可は不要)

※今年度は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業)を対象に公募

(3) 実施区分

①一般型乳児等通園支援事業

専任の職員を配置し、在園児と合同又は専用室等を設けて受入れを行う。

②余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。

(4) 利用対象者

認可外保育施設を除く保育所等に通園していない0歳6か月～3歳未満の児童

(5) 事業内容

・こどもに適切な遊び及び生活の場を与える。

・乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う

3 事業実施の根拠法令

○児童福祉法第34条の15第2項

国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

4 静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会に意見聴取を行う根拠法令

○児童福祉法第34条の15第4項

市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 令和7年度認可(予定)事業一覧(私立施設)

(1) 一般型乳児等通園支援事業所:5 施設

No.	R6 実施	区	施設類型	設置主体	施設名称	利用日 ・定員	対象年齢		
							0 歳	1 歳	2 歳
1		葵	私立幼稚園(新制度)	(学)静岡田町幼稚園	静岡田町幼稚園	※		○	○
2		葵	幼保連携型認定こども園	(学)補陀学園	若竹こどもの森	※		○	○
3	○	駿河	幼保連携型認定こども園	(学)水元学園	ひばり幼稚園	※		○	○
4	○	駿河	幼保連携型認定こども園	(学)水元学園	東新田ひばりこども園	※		○	○
5		清水	幼保連携型認定こども園	(学)補陀学園	若竹幼稚園	※		○	○

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業所:1施設

No.	R6 実施	区	施設類型	設置主体	施設名称	利用日 ・定員	対象年齢		
							0 歳	1 歳	2 歳
1		駿河	小規模保育事業	(学)中村学園	キッズハウスひかり	※	○	○	○

※(1)(2)ともに事業実施の曜日(時間)及び定員は

資料2の「【静岡市】乳児等通園支援事業 令和7年度実施施設一覧」に記載

○現在、認可のための審査中であるが、6施設全てが乳児等通園支援事業を行うための職員配置要件や設備面積等に適合している見込みとなっています。

※認可の決定は意見聴取後となります。

(参考)公立施設:6施設

R6 実施	区	施設名称	実施方法	定員	対象年齢(歳児)
○	葵	安倍口中央こども園	一般型	2	0~2 歳
○	葵	中藁科こども園	一般型	2	
	葵	葵待機児童園あおば	一般型	2	
○	駿河	用宗こども園	一般型	2	
	駿河	駿河待機児童園おひさま	一般型	2	
	清水	清水待機児童園まりん	一般型	2	

○公立の6施設は、全て定期利用(同じ施設を決まった曜日・時間帯に利用)を予定

○公立施設は認可は不要